

財務省告示第四百六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

| | | |
|----|----------|--|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（五年）（第二十二回） |
| 二 | 発行の根拠 | 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項 |
| 三 | 発行方法 | 郵便貯金資金による引受け |
| 四 | 発行金額 | 額面金額で二千三百億円 |
| 五 | 払込金額 | 二千万円、九十八億千六百万円 |
| 六 | 額面金額の種類 | 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種 |
| 七 | 発行価格 | 平成十四年十月二十一日 |
| 八 | 発行額 | 十二銭 |
| 九 | 利率 | 年〇・三パーセント |
| 十 | 経過利率の払込み | 郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十六号に規定する期日 に払い込むものとする。 |
| 十一 | 初期利子 | 平成十五年三月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う。以下、 次の号及び第十三号において規定 する期日について同じ。 |

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{31}{365}$$

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

| | | | | | | | | |
|----|----------|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-------------|-------------|
| 十二 | 第二期以後の利子 | 毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。 | 平成十九年九月二十日 | 額面金額百円につき百円 | 日本銀行の本店、支店、代理店、 | 国債代理店及び国債元利金支払 | 取扱店並びに取扱郵便局 | 平成十四年十月二十一日 |
| 十三 | 償還期限 | 平成十九年九月二十日 | 額面金額百円につき百円 | 日本銀行の本店、支店、代理店、 | 国債代理店及び国債元利金支払 | 取扱店並びに取扱郵便局 | 平成十四年十月二十一日 | |
| 十四 | 償還金額 | 額面金額百円につき百円 | 日本銀行の本店、支店、代理店、 | 国債代理店及び国債元利金支払 | 取扱店並びに取扱郵便局 | 平成十四年十月二十一日 | | |
| 十五 | 元利金支払場所 | 取扱店並びに取扱郵便局 | 平成十四年十月二十一日 | | | | | |
| 十六 | 払込期日 | 平成十四年十月二十一日 | | | | | | |